

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	特殊建築物の敷地と道路との関係に係る認定	
根拠法令・条項	大阪府建築基準法施行条例第66条、第67条第2項及び第68条第2項	
所管課	建築安全課	
審査基準	<p>個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないので、基準の設定が困難であり、条例の規定どおりとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	認定については、30日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	